

高松土木事務所庁舎自動扉保守点検業務仕様書

1 保守対象の設置場所、機種

設置場所 高松市多肥上町1 2 5 1 番地1 香川県高松土木事務所

機種 株式会社ナブコ製 DS-21型4台(南玄関)

DS-11型1台(身体障害者用トイレ)

計5台

2 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架部装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ
- ・その他附属品

3 保守点検整備の内容

(1) 定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異状の有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異状の有無の点検及び調整
- ・ドアの当たり、摺れの点検及び整備
- ・消耗部品の点検
- ・その他の点検及び整備

(2) 不調時点検整備

受託者(以下「乙」という。)は、委託者(以下「甲」という。)の故障呼び出しに応じ、技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

4 保守点検の回数

定期保守点検は、年4回実施する。実施時期は、第1回目は6月中、第2回目は9月中、第3回目は12月中、第4回目は3月中に実施する。ただし、甲の指示により変更することがある。

5 保守点検報告書の提出

定期保守点検完了時には、その都度報告書を提出すること。